

学校管理下でケガをした場合は…

学校の中や学校での遠足など、学校の管理下でケガをして医療を受けるときは、日本スポーツ振興センターでの災害給付の対象となるため、こども医療費の対象からは外れます。

このような場合にはまず、各学校へ学校管理下でのケガであることを伝えてください。また、診療を受ける際には、医療機関等の窓口で学校管理下でのケガであることを伝え、『こども医療費受給資格証』を提示せず、医療費を支払い、領収書を受け取ってください。

その後の手続き

医療機関等での支払い（医療費の3割負担）が、1,500円以上の場合

学校管理下でのケガに関する医療費の領収書を、災害共済給付手続きの指定用紙（医療機関で記入してもらう「医療等の状況」）に添付して、学校へ提出してください。学校から災害給付の請求を行い、支払金額（3割負担分）とお見舞金としての1割分の合計が、日本スポーツ振興センターから支給されます。

医療機関等での支払い（医療費の3割負担）が、1,500円未満の場合

災害共済給付金は支給されませんので、こども青少年課にて、医療費の支給申請を行ってください。後日、助成対象分の金額が指定口座に振り込まれます。

《申請に必要なもの》

- ◇こども医療費支給申請書
- ◇医療費の領収書
- ◇こども医療費受給資格証
- ◇保険証

問合せ先

▶日本スポーツ振興センター災害共済給付について

…深谷市教育委員会学校教育課 TEL 572-9578

▶こども医療費について

…深谷市役所 こども青少年課 TEL 574-6646